

教育委員会の現状に関する調査(平成28年度間)

1. 調査の概要

○実施時期

平成29年9月

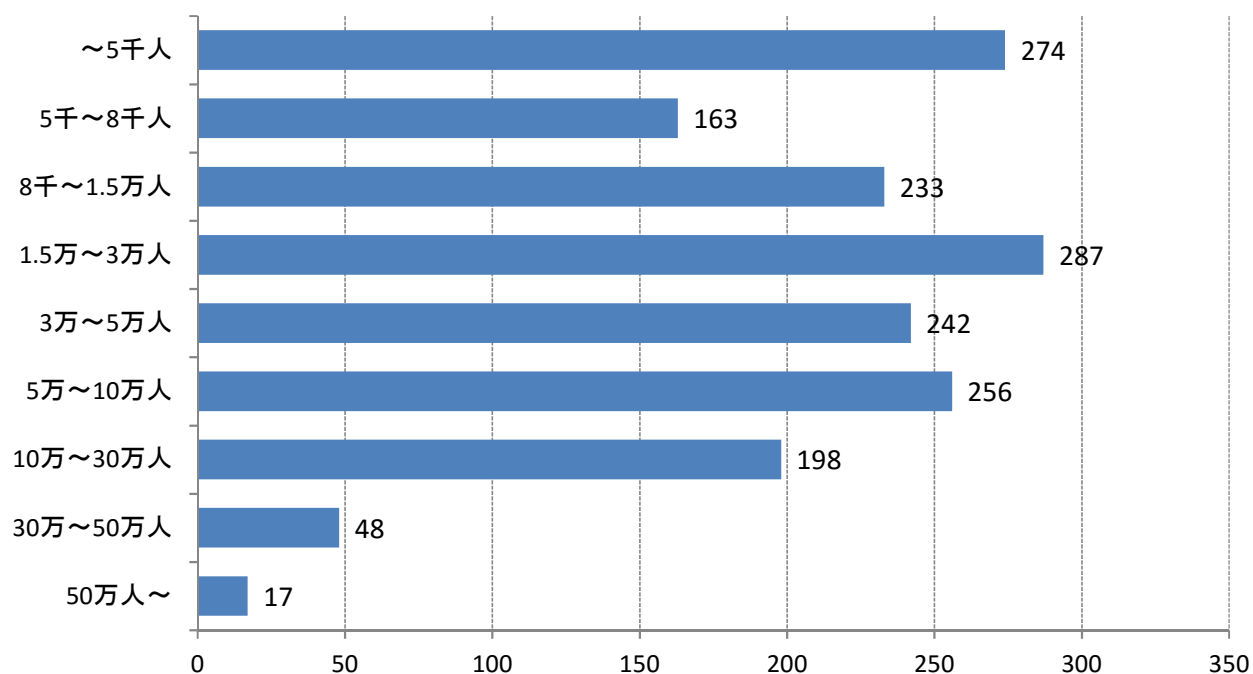
○調査対象

全都道府県・指定都市(67)、市町村教育委員会(1,718)(特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。)

【対象期間】

平成28年度間又は平成29年3月1日の状況

○市町村規模別母数



2. 主な調査項目

- (1)教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信
 - ①教育委員会会議の開催回数
 - ②教育委員会会議の開催時間
 - ③教育委員会会議の傍聴者の状況
 - ④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況
 - ⑤教育委員会会議の運営上の工夫
 - ⑥所管施設の訪問
 - ⑦広報・広聴活動
 - ⑧教育行政相談の状況
- (2)教育委員の選任
 - ①選任方法の工夫
 - ②教育委員への保護者の選任
 - ③スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任
 - ④教育長の再任回数
 - ⑤教育長が不在となった事例
 - ⑥教育委員及び教育委員長の再任回数
- (3)教育委員の研修
- (4)教育委員会と首長との関係
 - ①地教行法第23条の規定によるスポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化
 - ②教育委員会より首長部局への事務委任・補助執行の状況
- (5)教育委員会の事務処理体制
 - ①市町村における事務の共同処理
- (6)教育委員会の活動状況についての点検・評価
 - ①点検・評価の実施状況
 - ②学識経験者等の知見の活用状況
 - ③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況
- (7)学校の裁量拡大
 - ①学校管理規則の見直し状況
 - ②学校裁量予算についての取組状況
- (8)指導主事の配置

3. 結果の概要

(1)教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

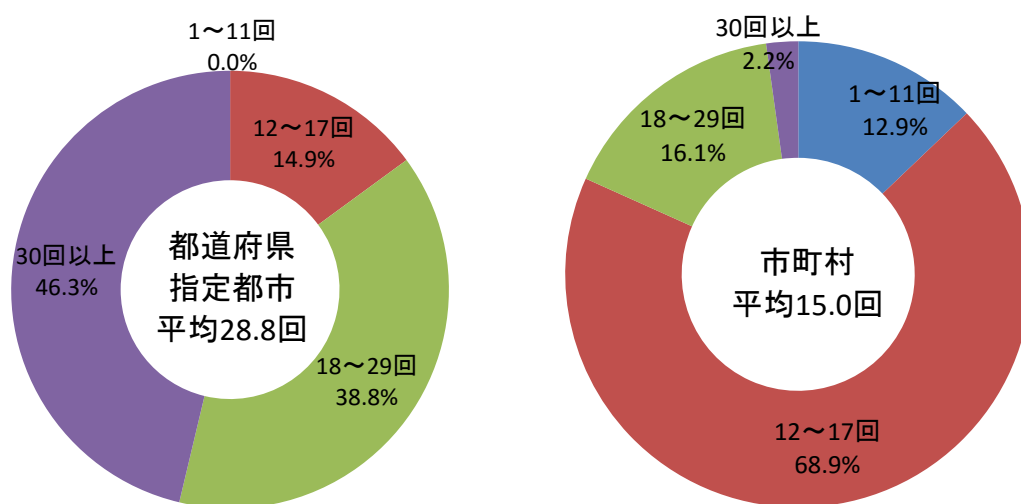
①教育委員会会議の開催回数

教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められる。

平成28年度間の教育委員会会議(意見交換を目的とした委員協議会等の取組を含む。)の平均開催回数は、都道府県・指定都市で28.8回(平成27年度:29.7回)、市町村で15.0回(同:15.5回)であり、引き続き活発な開催が期待される。

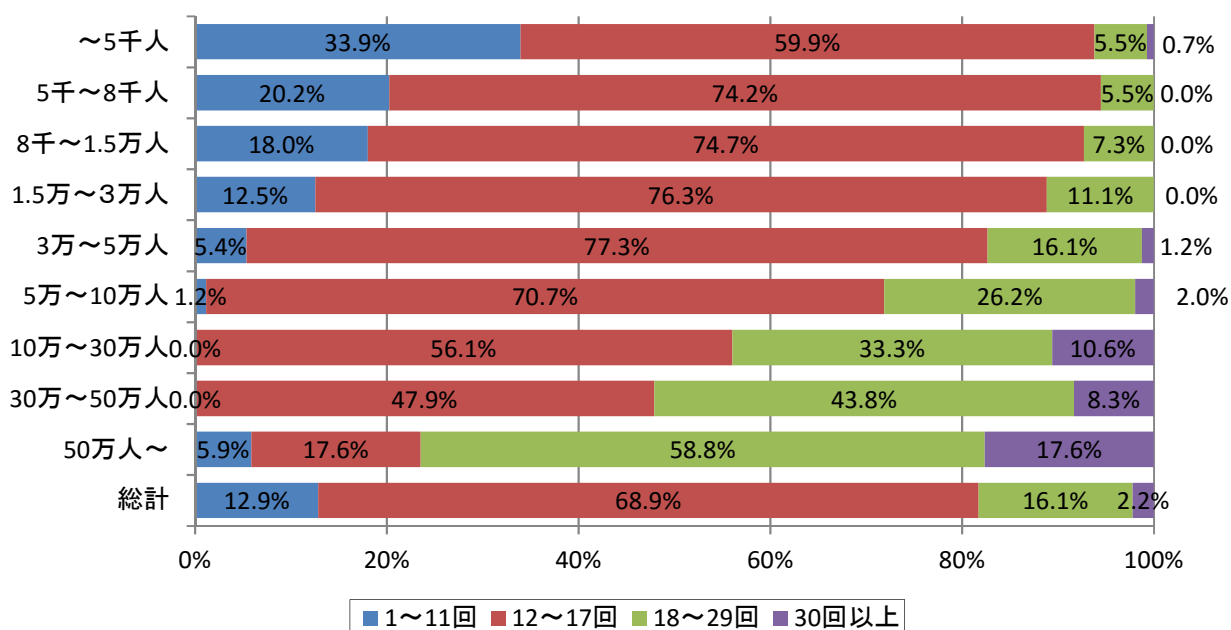
また、教育委員会会議の開催回数を市町村の規模別に比較すると、人口規模の大きい市町村ほど開催回数が多くなっている。

【図1】教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の開催回数



※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある(以下の各図表において同じ)。

(市町村規模別データ)



②教育委員会会議の開催時間

教育委員会会議(委員協議会等の取組を含む。)1回当たりの平均開催時間は、都道府県・指定都市で1.5時間(平成27年度:1.5時間)、市町村で1.4時間(同:1.5時間)となっている。教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均は、都道府県・指定都市で42.3時間(同:45.7時間)、市町村で21.6時間(同:23.5時間)となっている。【表1】

【表1】教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の開催時間

○教育委員会会議1回当たりの平均開催時間(時間)

都道府県・指定都市	市町村
1.5	1.4

○教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均(時間/年)

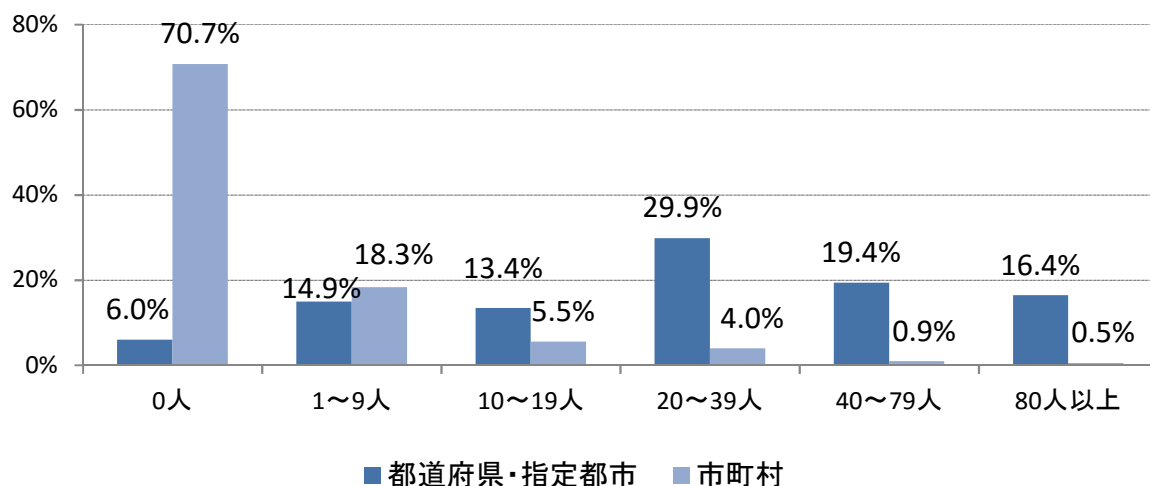
都道府県・指定都市	市町村
42.3	21.6

③教育委員会会議の傍聴者の状況

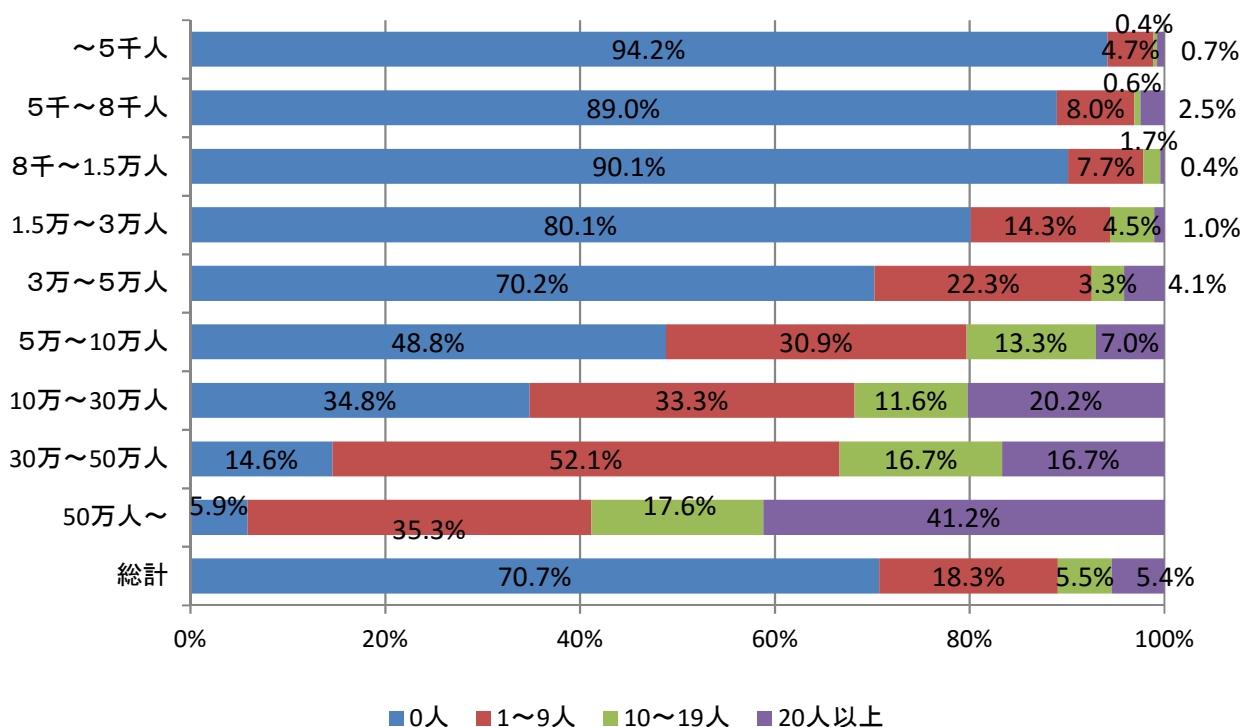
教育委員会会議は原則公開とされている(地教行法第14条第7項)が、教育委員会会議の年間傍聴者総数は、都道府県・指定都市では平均=52.9人(平成27年度:75.1人)、市町村では3.6人(同:7.5人)である。

都道府県・指定都市において、年間傍聴者総数が20人以上である教育委員会の割合が65.7%(同:74.6%)となっている一方で、市町村においては、年間傍聴者総数が0人である教育委員会の割合が70.7%(同:64.0%)となっている【図2】。

【図2】教育委員会会議の年間傍聴者総数（全教育委員会数に占める割合）



(市町村規模別データ)



④教育委員会会議の議事録等の作成・公表状況

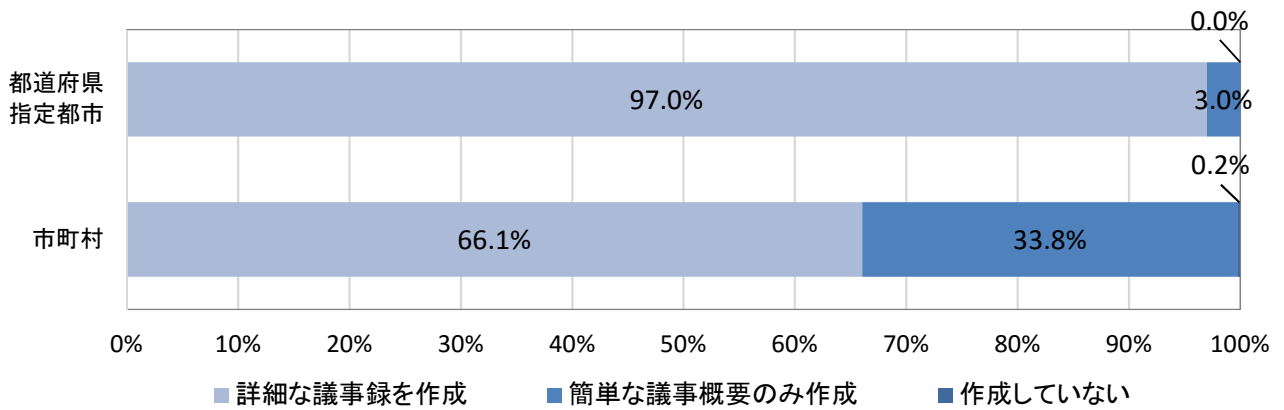
地教行法第14条第9項では、教育委員会会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならないとされている。

教育委員会会議の議事録もしくは議事概要を作成している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%、市町村において99.8%となっている【図3】。

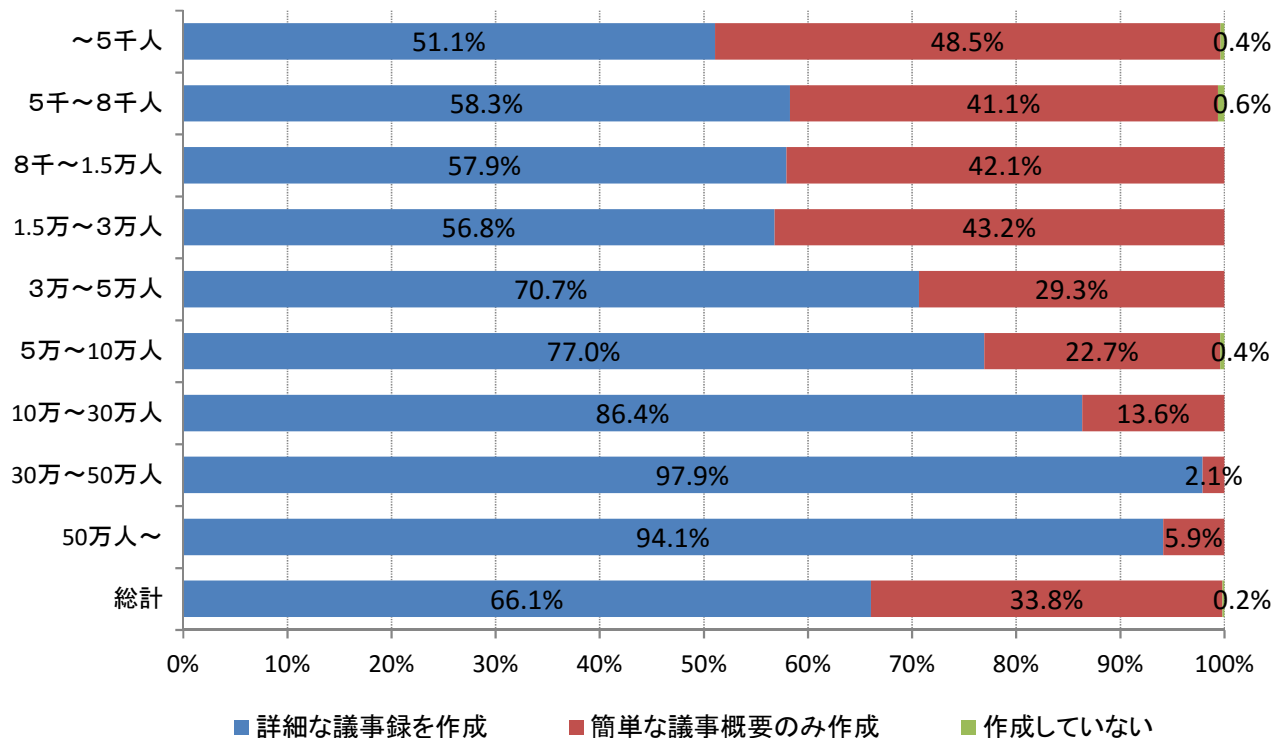
議事録もしくは議事概要を公表している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%（平成27年度：100%）、市町村において66.8%（同：63.8%）となっている【図4】。

議事録もしくは議事概要の公表方法については、ホームページ（冊子等の作成とホームページの両方を含む）による公表が都道府県・指定都市で100%（同：100%）、市町村でも47.4%（同：31.0%）となっている【図5】。

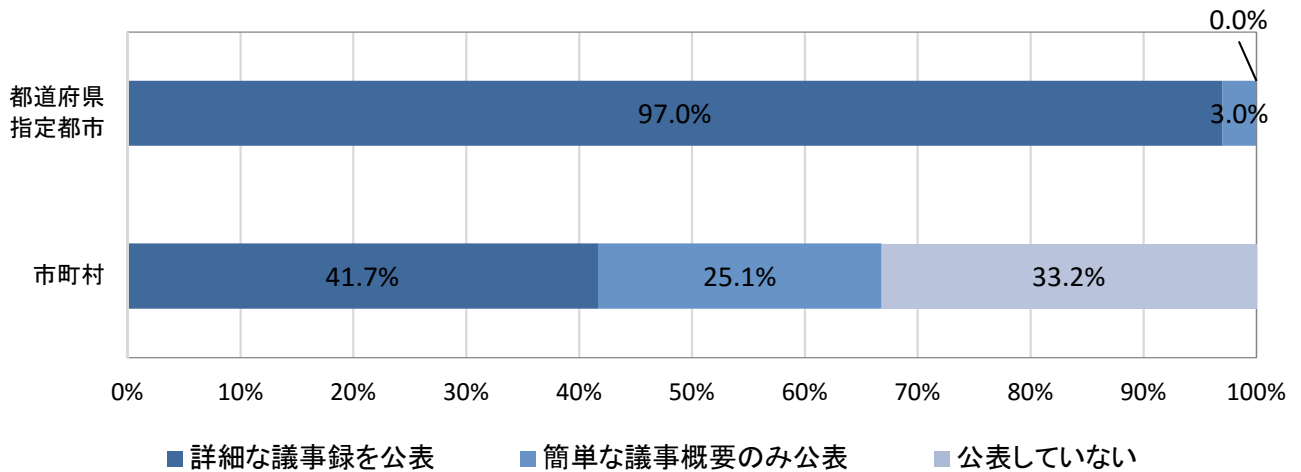
【図3】 議事録等の作成状況



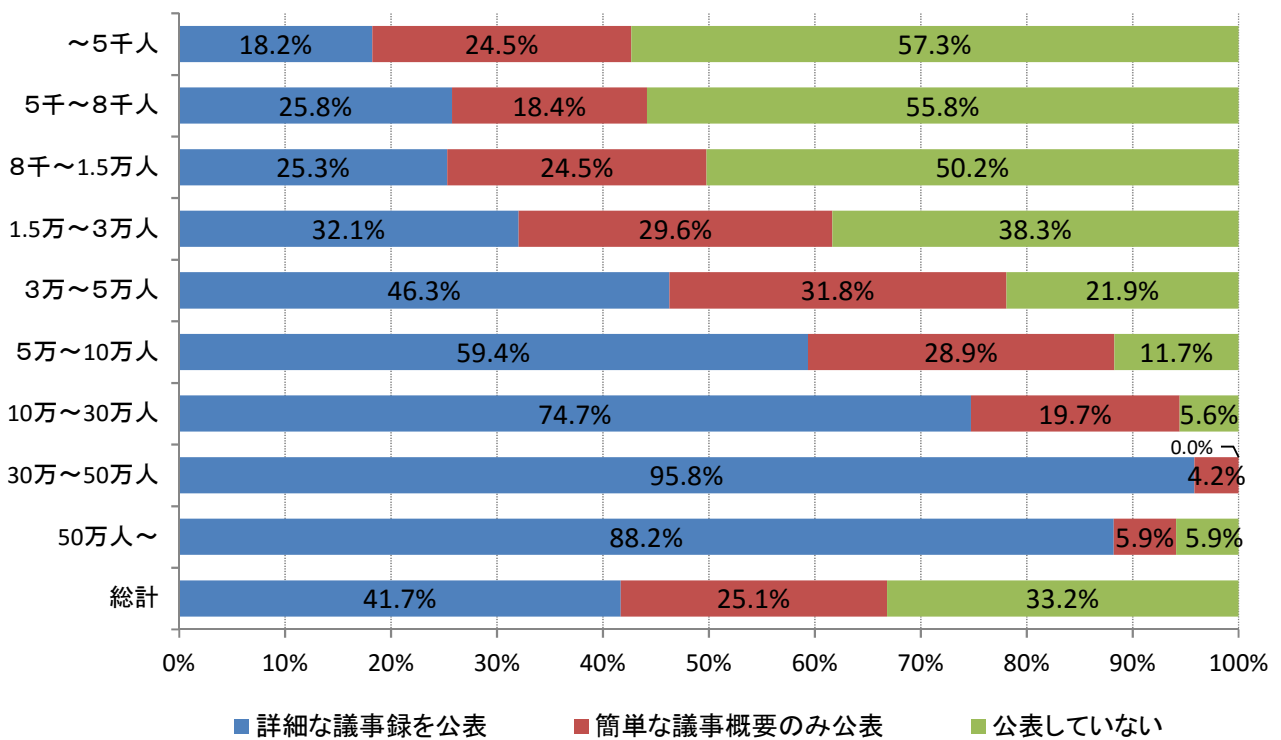
（市町村規模別データ）



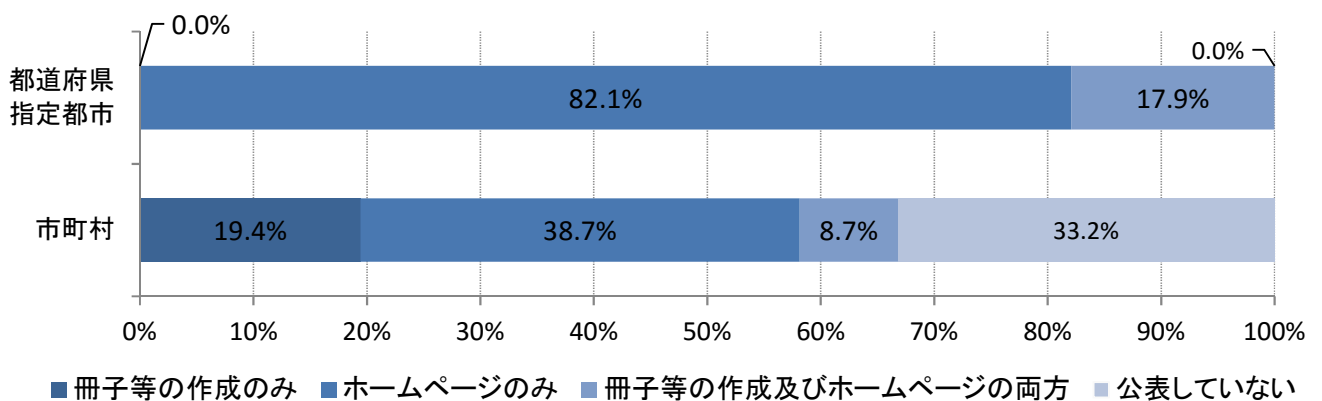
【図4】 議事録等の公表状況



(市町村規模別データ)



【図5】 議事録等の公表方法



⑤教育委員会会議の運営上の工夫

地域住民の意向をより一層教育行政に反映したり、教育委員会会議での議論を深めたりするためには、開催時間や場所等の運営方法に工夫が求められる。また、教育委員会会議の議題について、教育委員に事前に資料を配布したり、事前勉強会を実施したりするなどして、教育委員会会議での議論をより活発にしていくことや、教育委員自らの提案による議題の設定等により、教育委員のリーダーシップを発揮していくことが期待される。今後とも、各教育委員会においては教育委員会会議の運営に様々な工夫を講じていくことが必要である。

なお、多くの項目において、市町村の取組は都道府県・指定都市よりも低調となっており、市町村教育委員会において、一層の運営上の工夫が行われることが望まれる【表2】。

【表2】教育委員会会議の運営上の工夫

	都道府県 指定都市	市町村
①土日・祝日の開催	3.0% (4.5%)	4.0% (4.0%)
②夕方以降の時間帯(17:00～)の開催	9.0% (10.4%)	14.0% (14.5%)
③傍聴者が多数入場できる大規模な会場での開催	14.9% (26.9%)	10.8% (14.3%)
④移動(出張)教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	13.4% (19.4%)	19.2% (20.8%)
⑤教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	64.2% (74.6%)	11.4% (14.1%)
⑥教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定	6.0% (10.4%)	7.4% (8.3%)
⑦教育委員会会議開催前の事前資料の配布	91.0% (88.1%)	69.0% (68.8%)
⑧教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	100.0% (100.0%)	43.5% (43.9%)

※()内は平成27年度間の数値。

○その他の工夫の例

- ・ ホームページや地元新聞等による会議開催の事前周知
- ・ 傍聴定員を超えたために会場に入れなかった希望者用に別会場で会議の様子を中継
- ・ 研修会、学校行事等に合わせた会議開催
- ・ 会議での審議を深めるための、各地域での教育委員と自治協議会委員や保護者等の地域住民とのタウンミーティング等の開催による地域の実情把握
- ・ 定例会議・協議会(勉強会)以外の教育委員による自発的な学校訪問、教育委員会関連事業視察等の実施
- ・ 教育委員が会議資料等を適時閲覧できるようにするためのタブレット配布

⑥所管施設の訪問

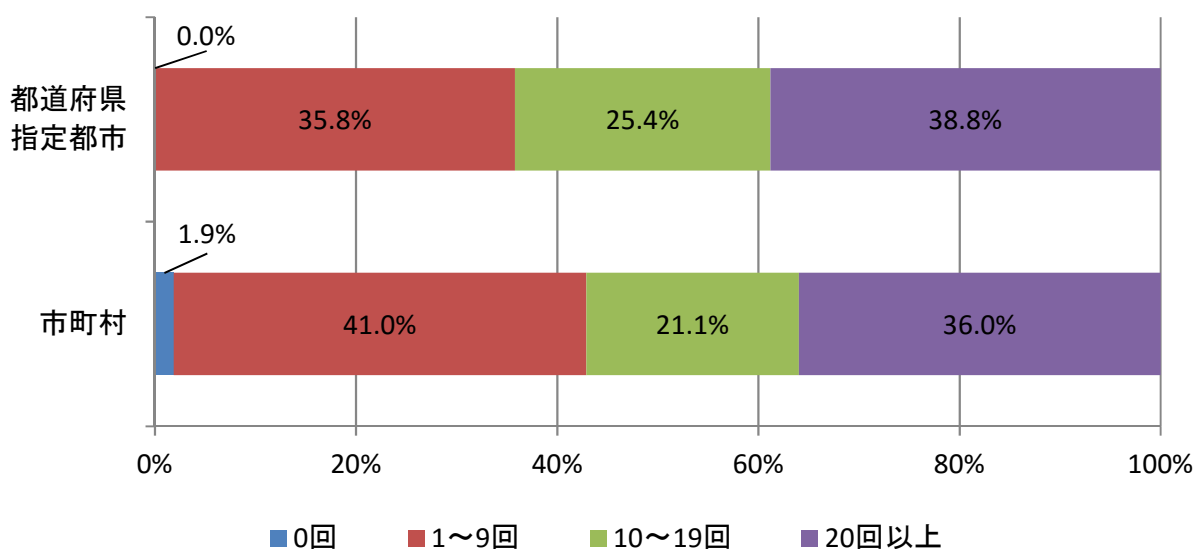
教育委員が学校を訪問した年間平均回数は、都道府県・指定都市で21.7回(平成27年度:23.5回)、市町村で19.1回(同:19.3回)となっている。また、学校以外の所管施設の訪問については、都道府県・指定都市で3.5回(同:3.7回)、市町村では3.1回(同:3.2回)となっている【図6】。

【図6】教育委員の所管施設訪問

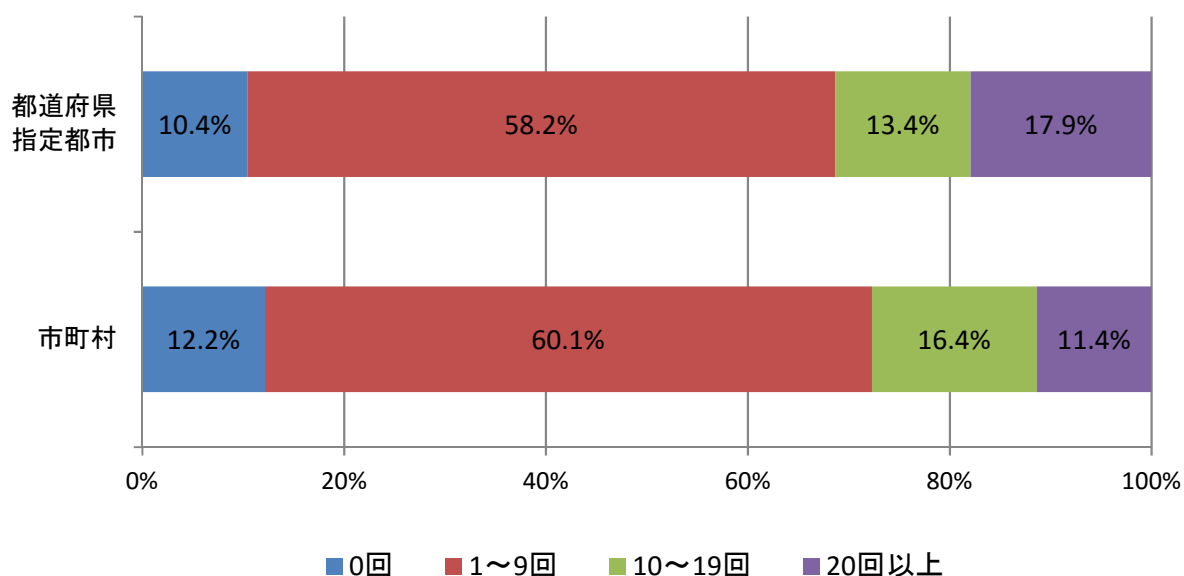
○ 学校を訪問した年間平均回数

都道府県・指定都市	市町村
21.7	19.1

○ 学校への訪問回数



○ 上記のうち、教職員と意見交換を行った回数

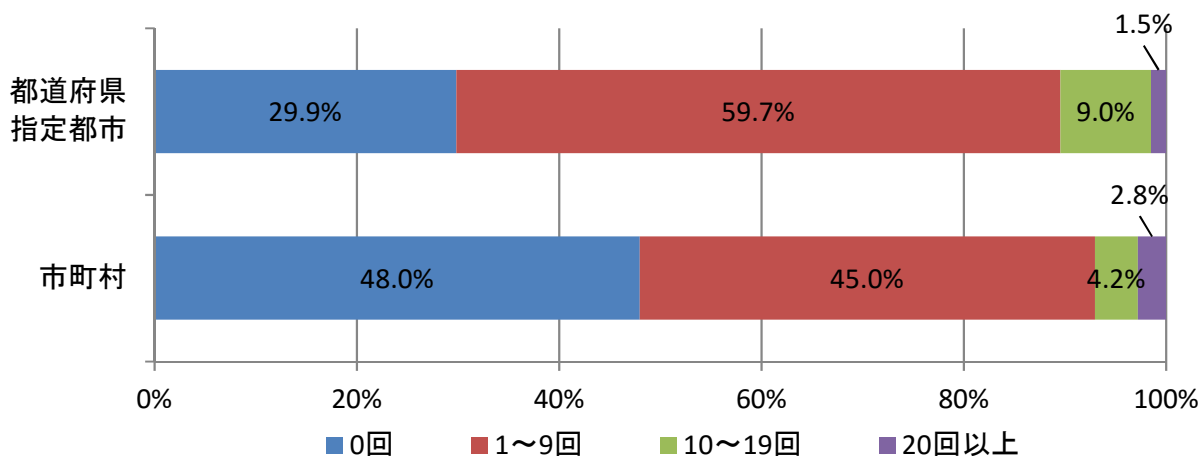


○ 学校以外の所管施設を訪問した年間平均回数

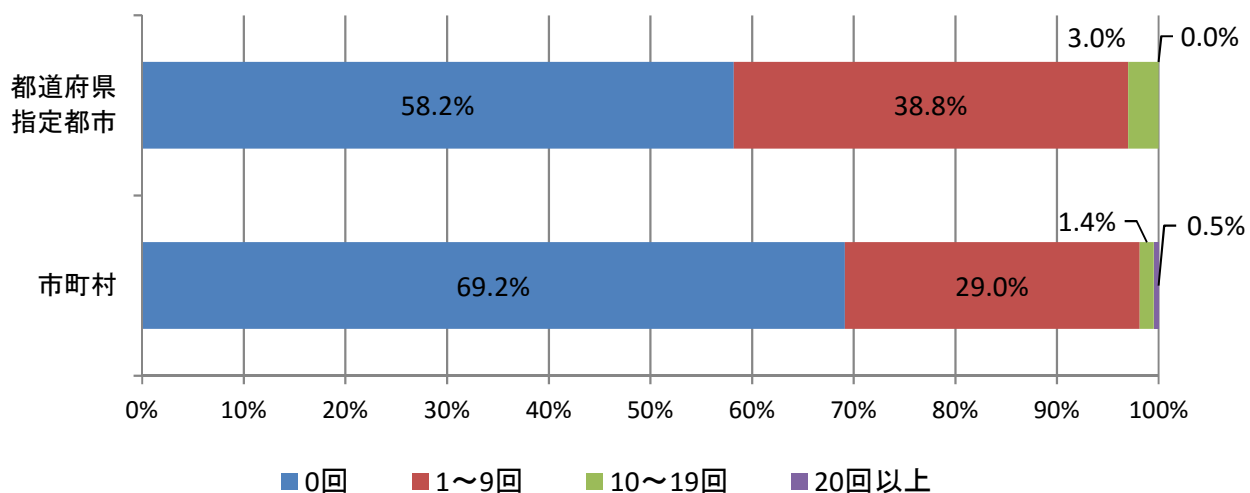
都道府県・指定都市	市町村
3.5	3.1

※学校以外の所管施設とは、図書館や博物館、公民館等をいう。

○学校以外の所管施設への訪問回数



○上記のうち、職員と意見交換を行った回数



⑦広報・広聴活動

教育委員会の行う広報・広聴活動は、広報紙での周知・ホームページの活用・広聴会やアンケートの実施等、様々な媒体を利用して行われており、概ねどの項目も前年度から増加している【表3】。
 また、これら以外にも、「教育委員会事務局に寄せられた保護者や地域住民の意見・要望等を教育委員会会議で紹介する」、「保護者や地域住民等との意見交換会（公聴会、住民懇談会等）を行う」、「世論調査・アンケートを行う」等の方法により、保護者や地域住民の意見等を聴取している【図7】。

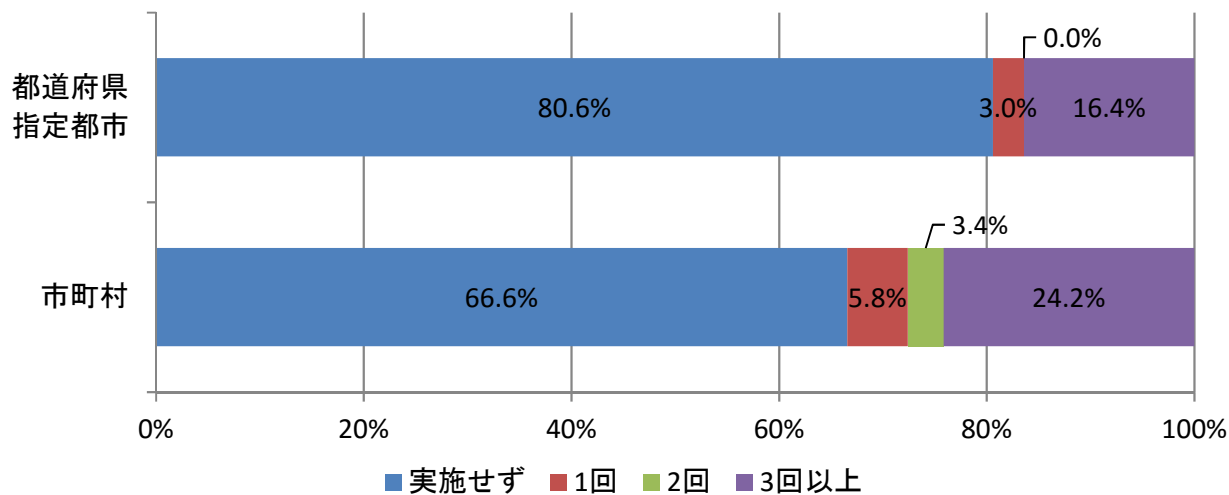
【表3】広報・広聴活動の状況

	広報紙	ホームページ	パンフレット ポスター作成	TV・ラジオ・ 新聞・雑誌等 の活用	モニター制度
都道府県・指定都市	94.0% (95.5%)	100.0% (100.0%)	95.5% (94.0%)	92.5% (89.6%)	14.9% (11.9%)
市町村	71.0% (70.0%)	77.9% (76.0%)	38.3% (36.4%)	29.3% (27.5%)	2.7% (3.1%)

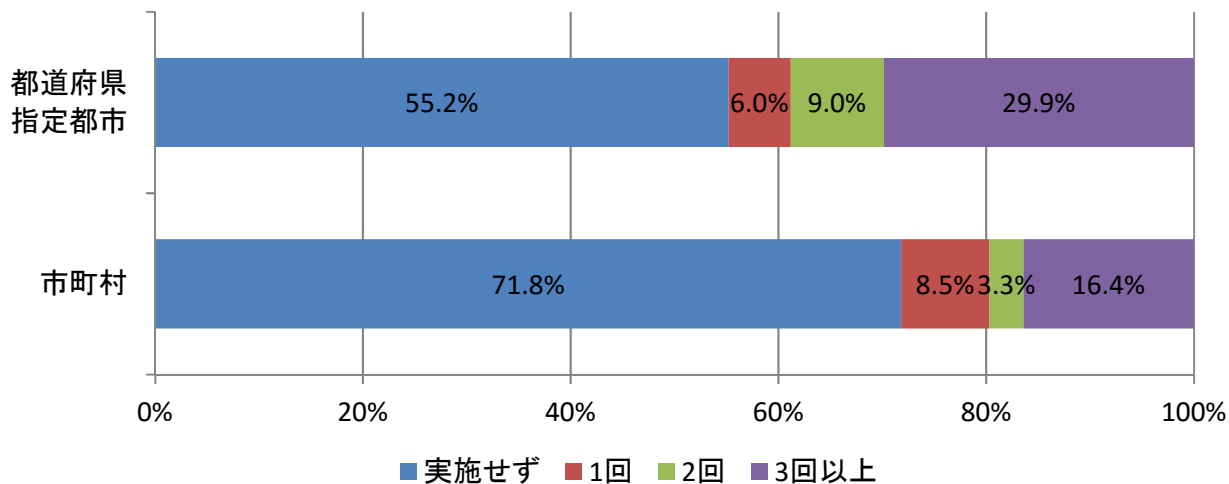
※()内は平成27年度間の数値。

【図7】保護者や地域住民の意見等の聴取状況

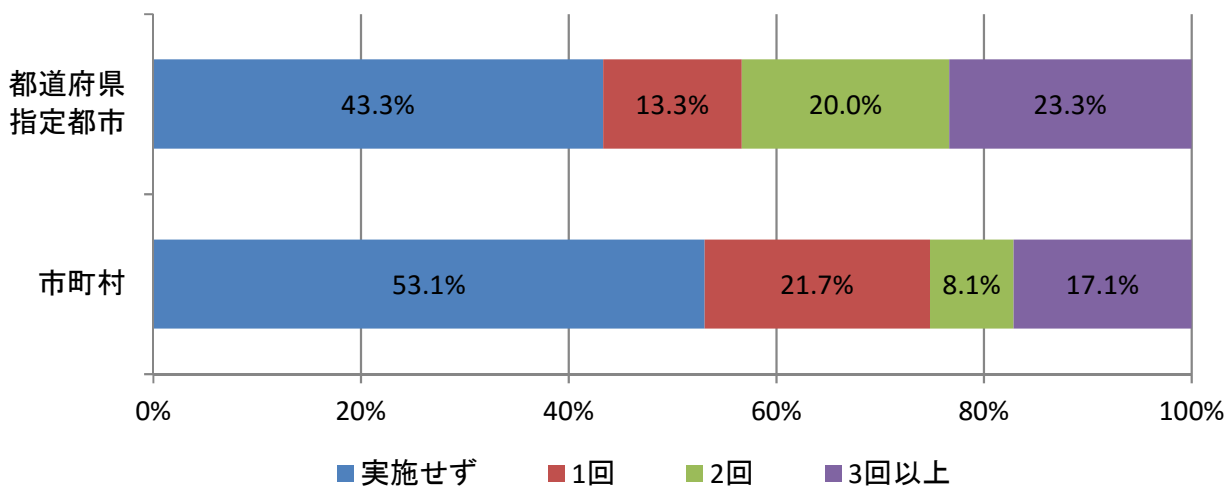
○教育委員会の会議で学校や事務局に寄せられた意見等を紹介した回数



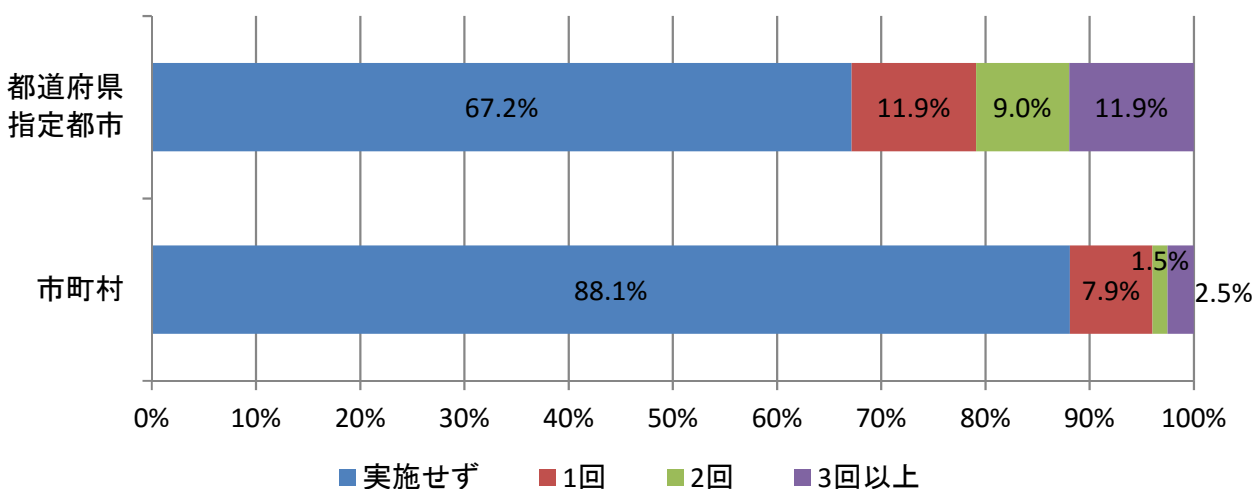
○保護者や地域住民の意見等を聴取し、意見交換を行った回数(公聴会等)



○上記のうち、教育委員が参加した回数



○保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取する世論調査・アンケート等を実施した回数

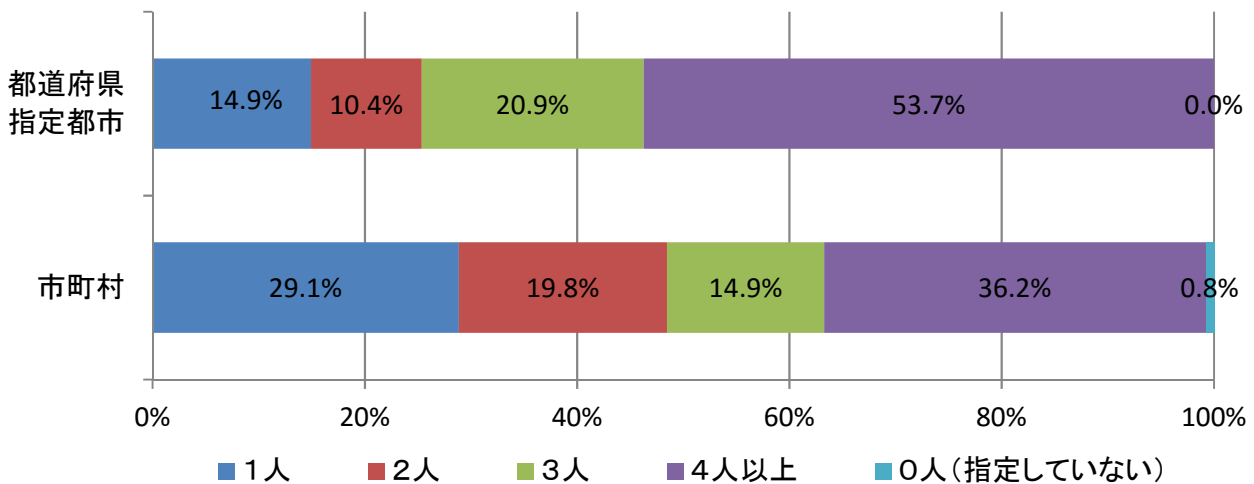


⑧教育行政相談の状況

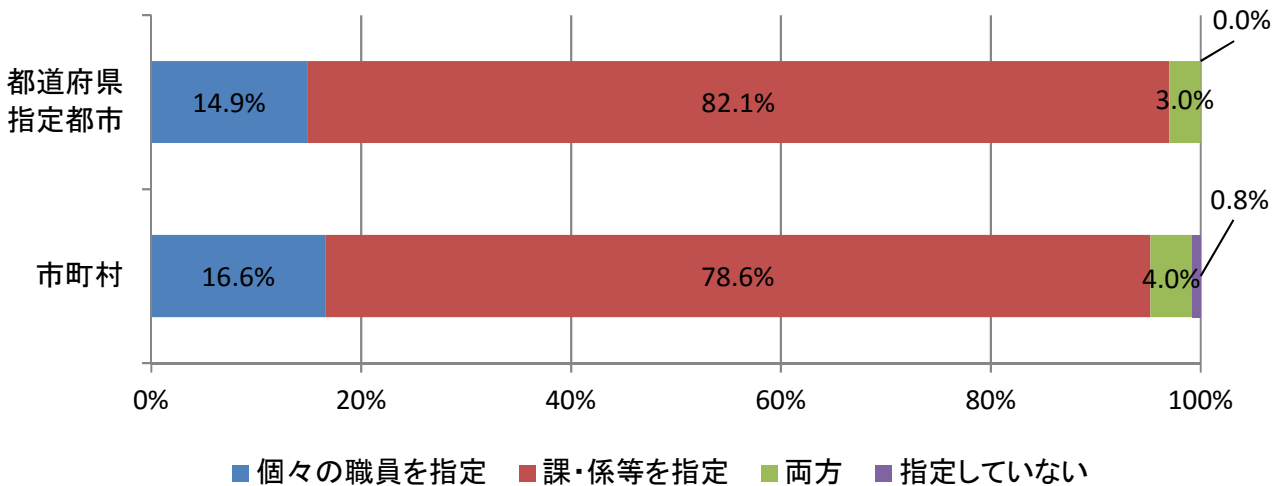
地教行法第18条第8項では、教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定しなければならないことが規定されている。平成28年度間においては、都道府県・指定都市では100%（平成27年度：100%）、市町村では99.2%（同：99.1%）の教育委員会で、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定している【図8】。

【図8】教育行政相談の状況

○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定されている平均職員数（合計）



○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定方法



・【教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定していない市町村】(13市町村)

！※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が出された市町村を除く

・青森県新郷村, 岩手県盛岡市, 宮城県山元町, 宮城県美里町, 福島県湯川村, 福島県檜枝岐村,
 ！福島県古殿町, 福島県石川町, 福島県平田村, 富山県魚津市, 京都府井手町, 和歌山県みなべ町,
 ・福岡県豊前市

(2)教育委員の選任

①選任方法の工夫

教育委員に適材を得ることは、活力ある教育行政を実現するために不可欠である。このため、年齢、性別、職業等に偏りのない多様な委員構成の確保をはじめ、各地方公共団体において適材確保のための工夫を進めていくことが重要である。

教育委員の選任の工夫の一つとして、公募を行う例があるが、応募者の中から選任された教育長及び教育委員が平成29年3月1日時点で在任している教育委員会は次のとおりとなっている【表4】。

【表4】公募を行い、応募者の中から選任された教育長及び教育委員が平成29年3月1日時点で在任している教育委員会

○教育長

【市町村】

東京都青ヶ島村，島根県邑南町

計 2 団体

○教育委員

【都道府県・指定都市】

大阪府，大阪府大阪市，大阪府堺市

計 3 団体

【市町村】

北海道函館市，北海道今金町，青森県野辺地町，埼玉県富士見市，千葉県流山市，千葉県佐倉市，千葉県四街道市，東京都立川市，東京都町田市，東京都多摩市，神奈川県海老名市，静岡県伊豆市，静岡県湖西市，愛知県知立市，三重県菰野町，三重県松阪市，滋賀県草津市，滋賀県日野町，大阪府箕面市，大阪府泉佐野市，兵庫県伊丹市，奈良県奈良市，奈良県生駒市，島根県邑南町，岡山県美作市，山口県山陽小野田市，福岡県志免町，佐賀県武雄市，長崎県波佐見町，大分県日田市

計 30 団体

②教育委員への保護者の選任

地教行法第4条第5項では、教育委員を任命するに当たっては、委員のうちに必ず保護者が含まれるようにしなければならないこととされている。

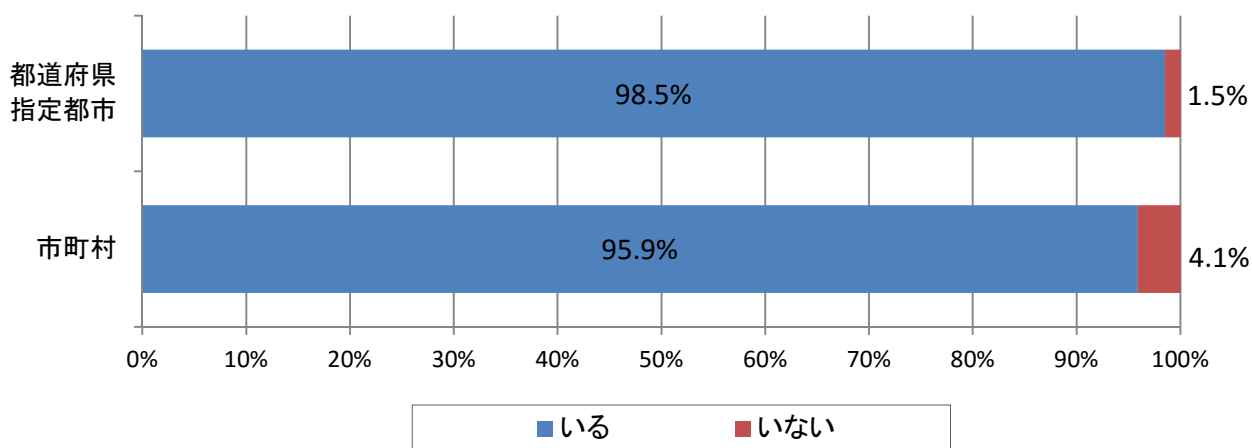
平成29年3月1日時点の教育委員への保護者の選任状況についてみると、教育委員の中に保護者が含まれている教育委員会の割合は、都道府県・指定都市で98.5%（平成27年度：97.0%）、市町村で95.9%（同：95.3%）となっている【図9】。

平成29年3月1日時点で、保護者である委員が不在となっている教育委員会は、都道府県・指定都市で1.5%、市町村で4.1%となっている。

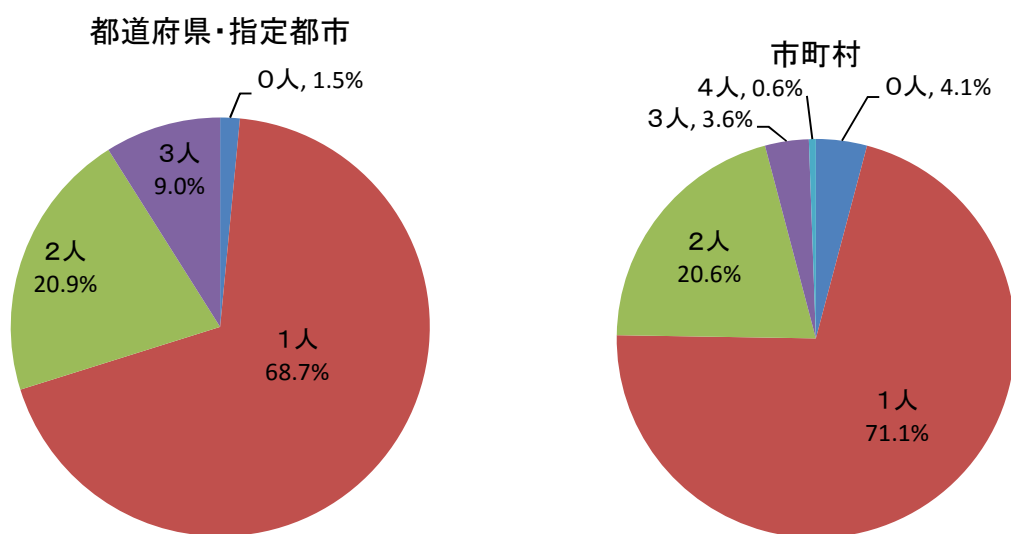
不在となっている主な理由は、選任時に保護者だった委員の子供が成人し、調査時点において、保護者ではなくなったことが挙げられる。

【図9】教育委員への保護者の選任

○保護者委員の有無



○保護者である委員の数

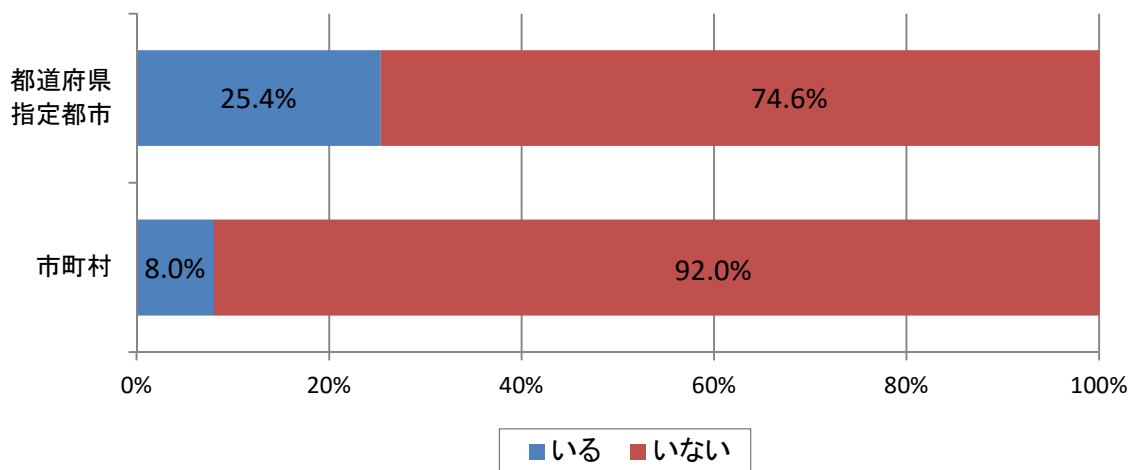


③スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任

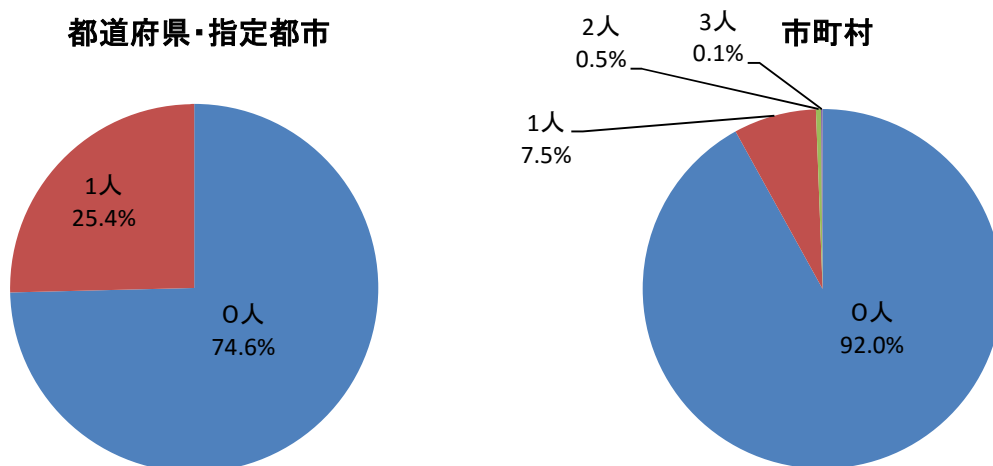
平成29年3月1日時点の教育委員の中に、スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任を行った教育委員が含まれている教育委員会の割合は、都道府県・指定都市で25.4%（平成27年度：23.9%）、市町村で8.0%（同：7.4%）となっている【図10】。

【図10】スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任

○スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとした選任の有無



○スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任された委員の数



④教育長の再任回数

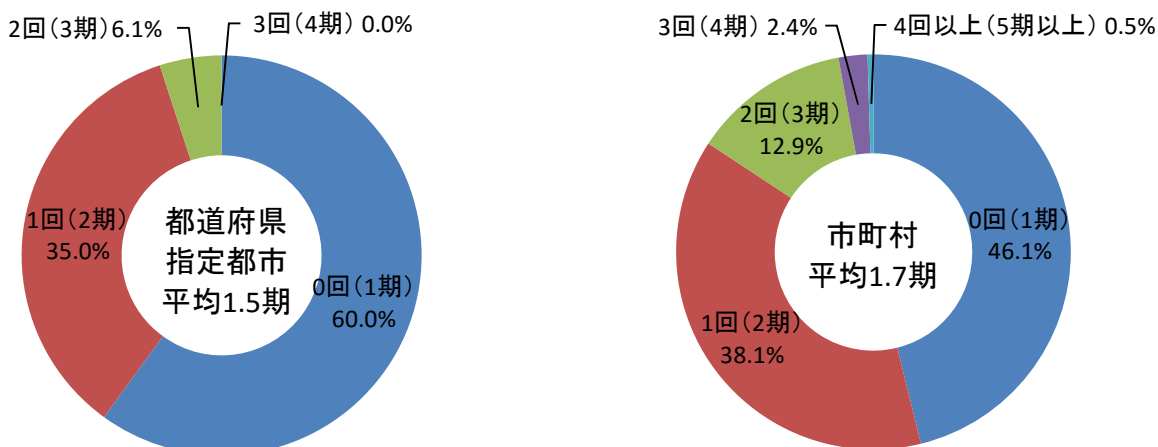
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」(以下「改正法」という)が平成27年4月1日から施行され、新教育長を任命することとなっている。新教育長の任期は、3年である。

また、改正法における経過措置として改正前の旧法の下で任命された旧教育長は、施行の日以降であっても、委員としての任期が満了するまでの間は、旧教育長として在職することができることとされている。

平成29年3月1日時点の教育長の再任回数(連続して選任された場合に限る。新教育長にあっては、旧教育長時の再任回数含む。)については、【図11】のとおりである。

【図11】教育長の再任回数

○新教育長【任期:3年】

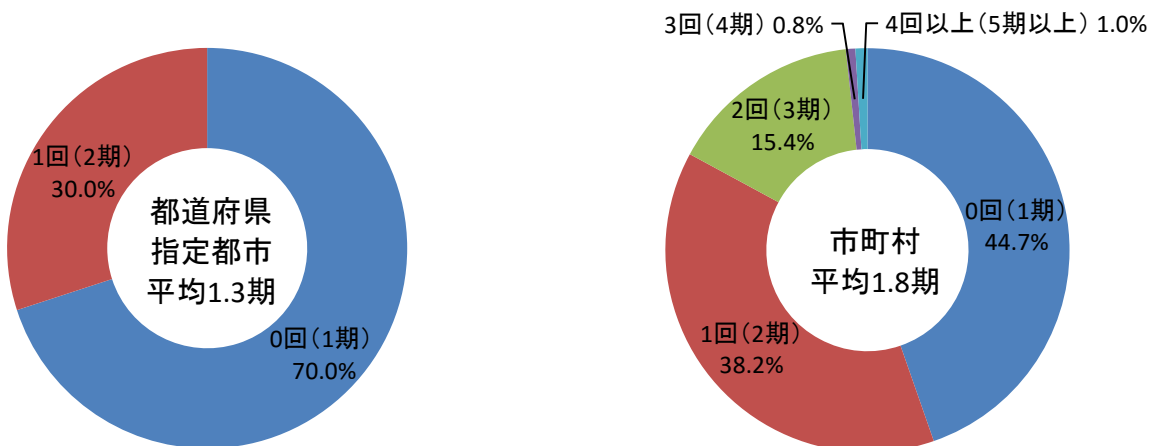


※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす

※1回(2期)以上については、旧教育長と同一の者が新教育長として任命された場合における、旧教育長時の再任回数を含んだものである。

※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

○旧教育長【任期:4年】



※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす

※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

⑤教育長が不在となった事例

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間において、3か月以上教育長が不在となった事例がある教育委員会は、21市町村となっている。

3か月以上教育長が不在となった理由は、主なものとして、次の理由が挙げられている。

- ・突然の辞任により、後任の候補者の選任に時間を要したため
- ・議会による不同意のため

⑥教育委員及び教育委員長の再任回数

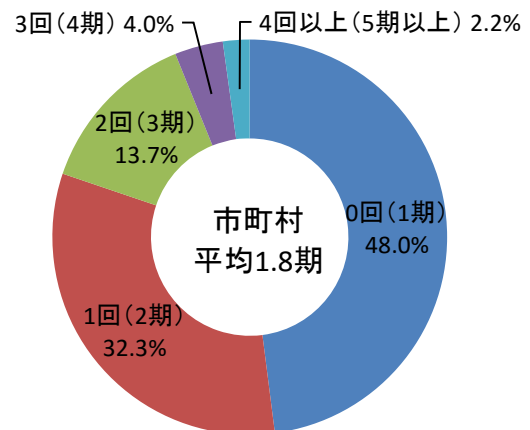
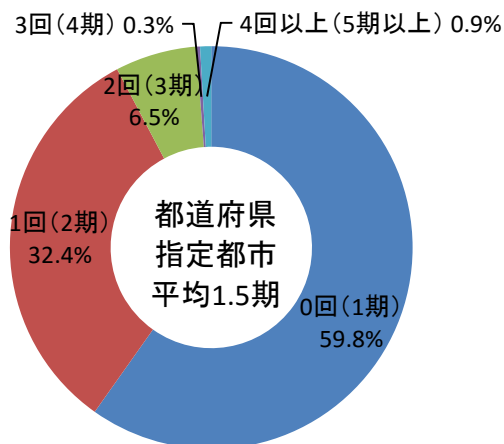
教育委員の任期は4年である。平成29年3月1日時点の教育委員及び教育委員長の再任回数(連続して選任された場合に限る)については、【図12】のとおりである。

教育委員一人当たりの平均在任期間は都道府県・指定都市で1.5期(平成27年度:1.5期)、市町村で1.8期(同:1.8期)となっている。

また、改正法の経過措置により旧教育長が在職する場合の教育委員長の任期は、旧教育長の委員としての任期が満了する日までとなっている。教育委員長にあつては、平均在任期間が都道府県・指定都市で3.8期(同:2.4期)、市町村で2.5期(同:2.6期)となっている。

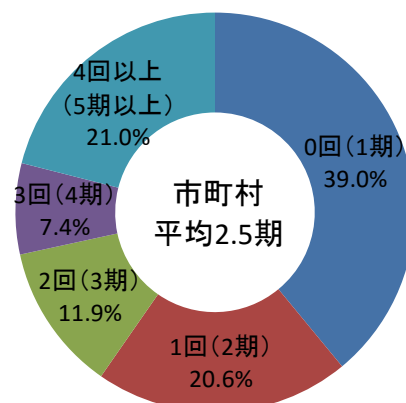
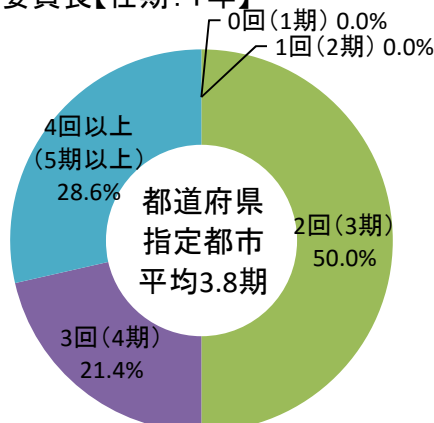
【図12】教育委員及び教育委員長の再任回数

○教育委員【任期:4年】



※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす
※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

○教育委員長【任期:1年】



※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす
※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

(3)教育委員の研修

教育委員は、地方公共団体の教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行に当たっては、不断の研鑽に努める必要がある。平成19年に改正された地教行法において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の教育委員に対する研修を進めることとされており、教育委員に対する研修を一層充実していくことが求められる。

都道府県教育委員会が域内市町村の教育委員を対象として開催した研修の回数は【表5】のとおりであり、県内の全市町村を対象とした研修は年間1.1回(平成27年度:1.0回)、県内の一部市町村を対象とした研修は年間1.7回(同:1.6回)となっている。また、自教育委員会の教育委員への研修の開催状況は【表6】のとおりであり、都道府県・指定都市で年間7.1回(同:7.7回)、市町村で年間4.5回(同:4.7回)となっている。

【表5】都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修(年間開催回数
の平均)

都道府県内全市町村対象	都道府県内一部市町村対象
1.1	1.7

【表6】教育委員1人以上が参加した研修会の回数(年間参加回数の平均)

都道府県・指定都市	市町村
7.1	4.5

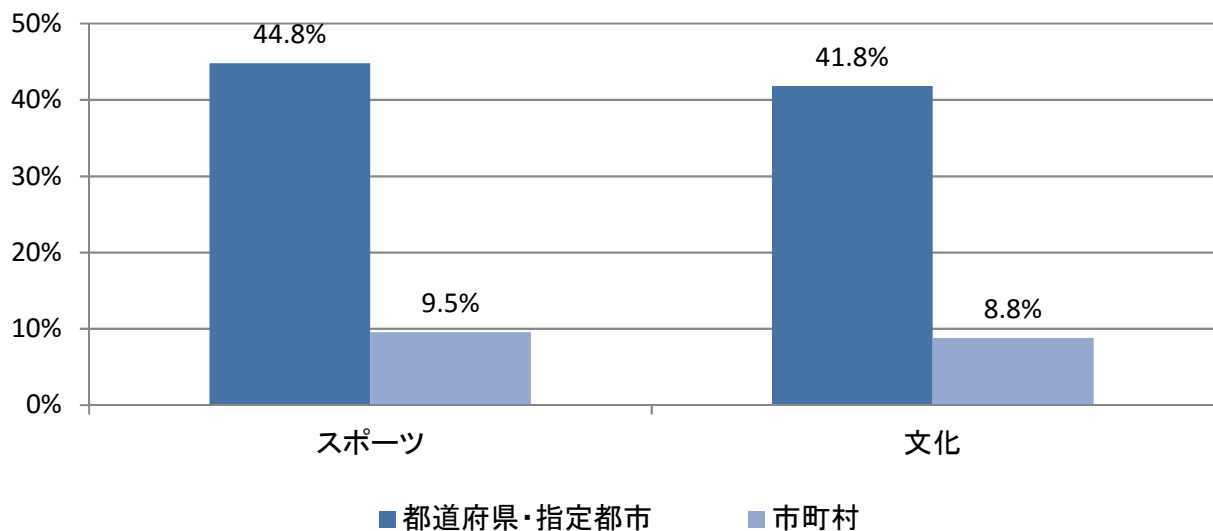
(4)教育委員会と首長との連携

教育委員会は首長から独立した機関として地方教育行政を担っているが、地方公共団体全体として安定した調和のある行政の実施のためには、予算の編成・執行等、教育に関する大きな権限を有する首長との適切な連携・協力が重要である。

①地教行法第23条の規定によるスポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化

スポーツ・文化に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理執行することができる(地教行法第23条)。条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で30(平成27年度:29)、市町村で164(同:146)、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で28(同:29)、市町村で151(同:139)であり、その割合は【図13】のとおりである。

【図13】スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行している教育委員会



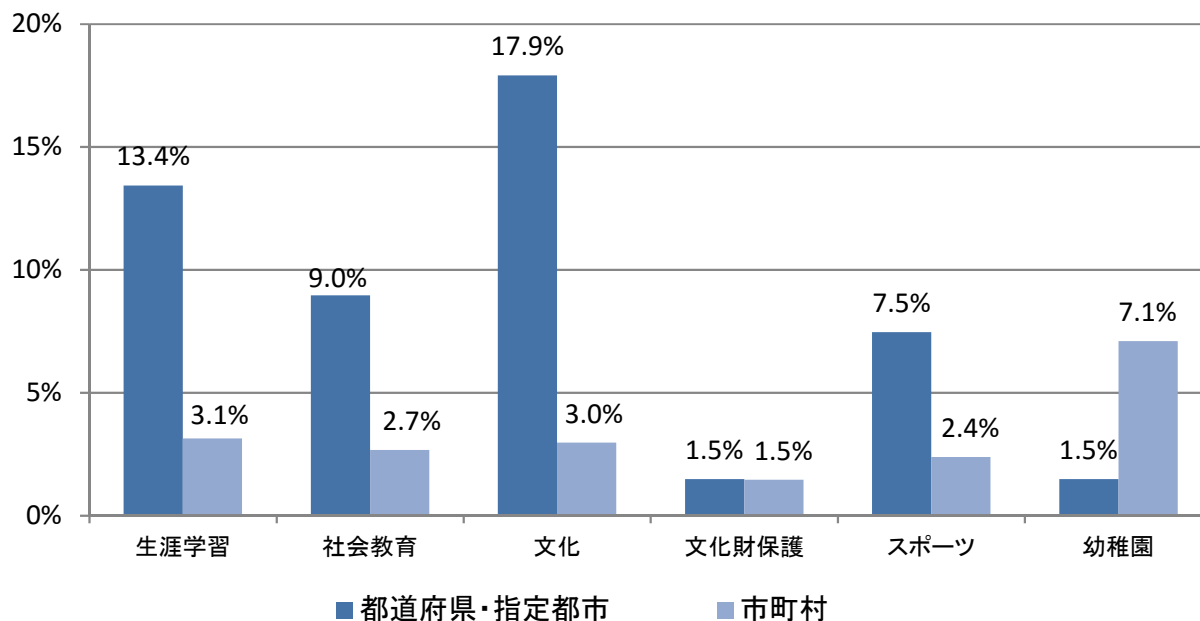
②教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況

教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の割合は【図14】のとおりである。

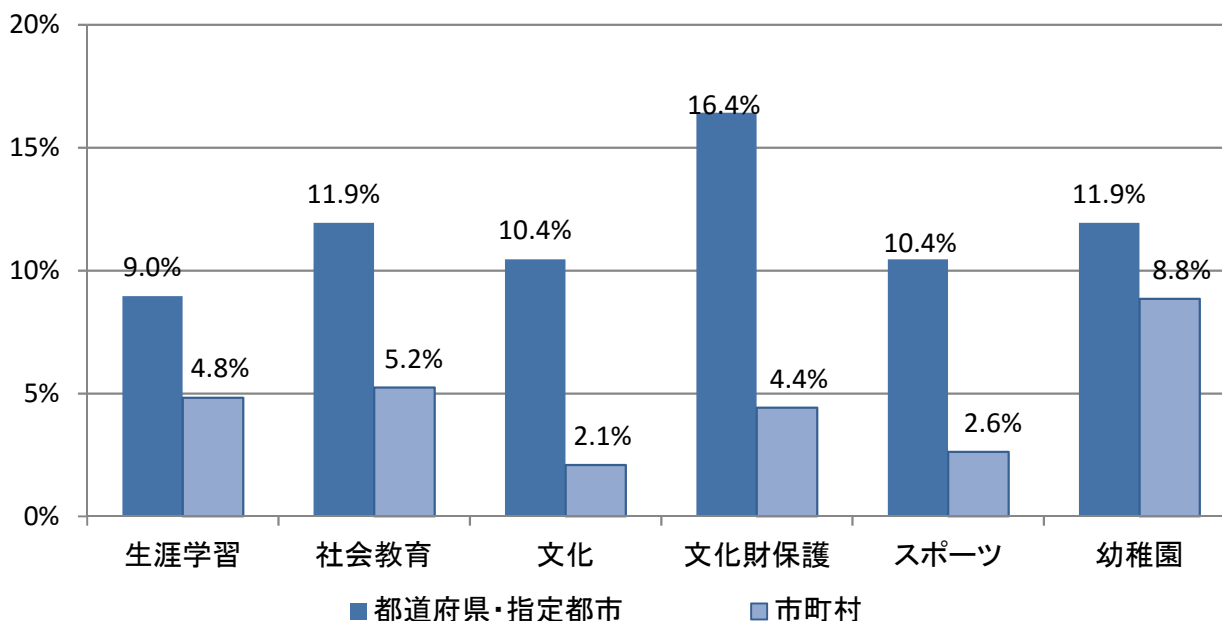
全体的な傾向として、都道府県・指定都市において、市町村と比較して事務委任・補助執行を行っている割合が高いことが読み取れる。

【図14】事務委任・補助執行の状況

○事務委任



○補助執行



(5) 教育委員会の事務処理体制

① 市町村における事務の共同処理

市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており(地教行法第55条の2)、特に人口規模が小さい市町村の教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市町村と共同して事務を管理・執行することも一つの方策である。

事務の共同処理を実施している市町村教育委員会の割合は【表7】のとおりとなっている。「近隣地方公共団体と協議会を設置」している教育委員会で共同処理している事務としては、障害のある児童生徒への就学指導に係る事務、教員の研修に係る事務、学校給食に係る事務、視聴覚教育に係る事務等の例が多くみられ、「職員を共同で設置」している教育委員会では、指導主事を共同設置している例が多く見られた。さらに、「近隣地方公共団体への事務委託」を実施している教育委員会では、委託している事務として、児童生徒の就学に係る事務が多く見られた。

【表7】市町村(指定都市を含む。)における事務の共同処理

近隣地方公共団体と協議会を設置	職員を共同設置	近隣地方公共団体へ事務を委託
13.4%	3.3%	7.4%

(6) 教育委員会の活動状況についての点検・評価

① 点検・評価の実施状況

教育委員会が地域住民への説明責任を果たしていくためには、教育委員会自身はその活動について目標を設定し、その事務の管理・執行の状況の評価していくことが重要である。教育委員会は、毎年、自らの事務の管理・執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされており、また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることが規定された(地教行法第26条)。平成28年度間においては、点検・評価を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市では100%(平成27年度:100%)となっているが、市町村では97.7%(同:97.3%)にとどまっている【表8】。

【表8】点検・評価の実施状況

都道府県・指定都市	市町村
100.0%	97.7%

【点検・評価を実施していない市町村】(34市町村)

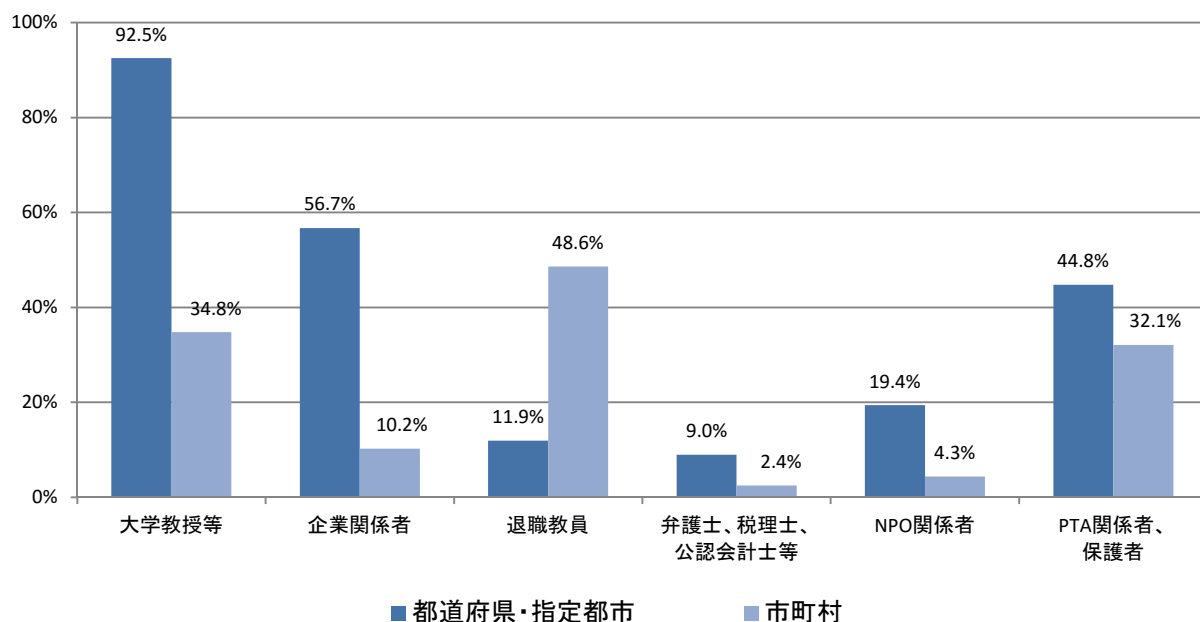
※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が出された市町村を除く

青森県西目屋村、岩手県陸前高田市、岩手県久慈市、宮城県岩沼市、宮城県七ヶ宿町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県羽後町、福島県飯館村、福島県棚倉町、福島県鮫川村、福島県下郷町、福島県只見町、福島県檜枝岐村、福島県平田村、茨城県高萩市、神奈川県清川村、新潟県南魚沼市、長野県駒ヶ根市、奈良県大淀町、奈良県川上村、和歌山県高野町、和歌山県串本町、福岡県広川町、福岡県大任町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県御船町、大分県日出町、沖縄県大宜味村、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県与那国町

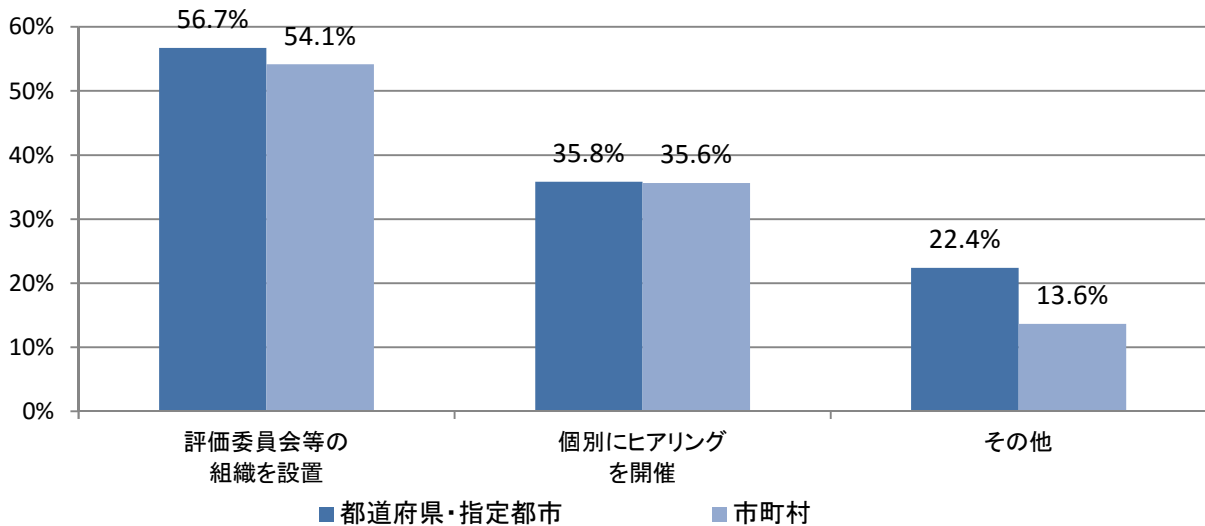
② 学識経験者等の知見の活用状況

点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることが定められているが(地教行法第26条第2項)、どのような方の知見の活用を図ったのかをまとめたものが【図15】である。大学教授等、企業関係者、PTA関係者、保護者等から協力を得ている場合が多く見られた。また、知見の活用には、評価委員会等の組織を設置する、個別にヒアリング等を行うほか、その他として書面により意見書を提出するなどの取組がなされている。

【図15】学識経験者の知見の活用状況(複数回答)



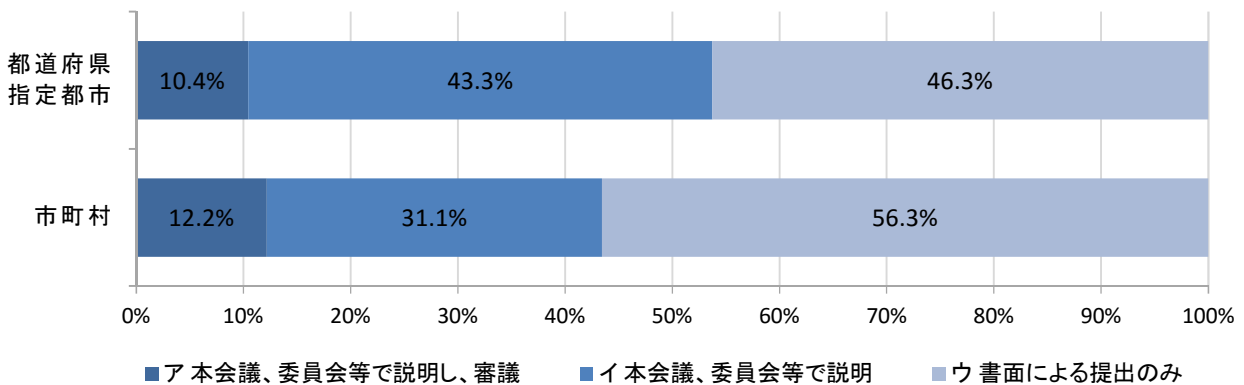
○学識経験者への意見聴取の方法(複数回答)



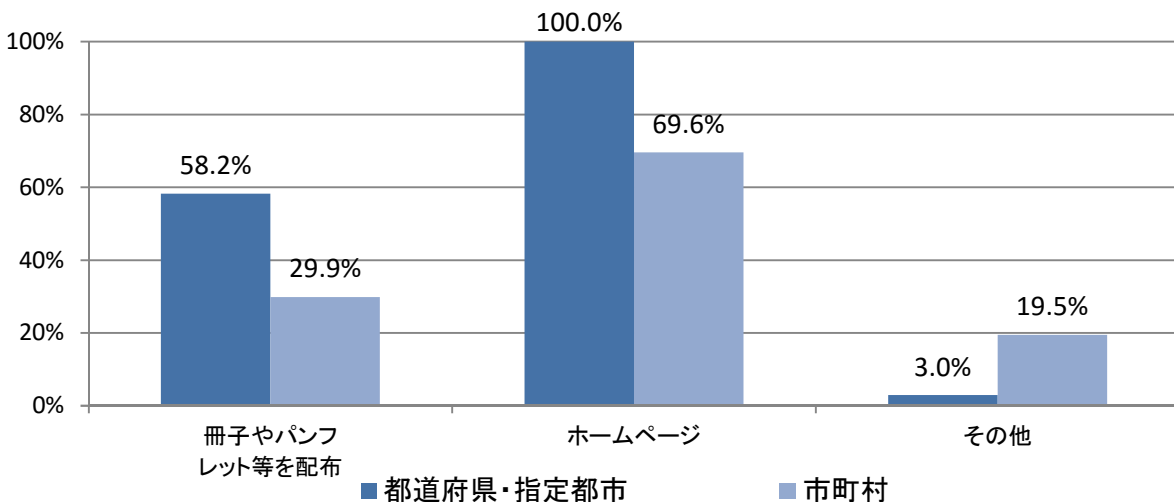
③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況

教育委員会は点検・評価の結果について議会に提出するとともに、一般に公表することとされている(地教行法第26条第1項)。議会報告の方法は【図16】のとおりとなっている。「本会議や委員会等で説明し、審議を行った」、「本会議、委員会等で説明した」教育委員会を合わせると、都道府県・指定都市で53.7%(平成27年度:52.2%)、市町村で43.3%(同:41.9%)となっている。
また、一般への公表方法は【図17】のとおりとなっており、ホームページの活用が多くを占めている。

【図16】議会報告の方法



【図17】一般への公表方法(複数回答)



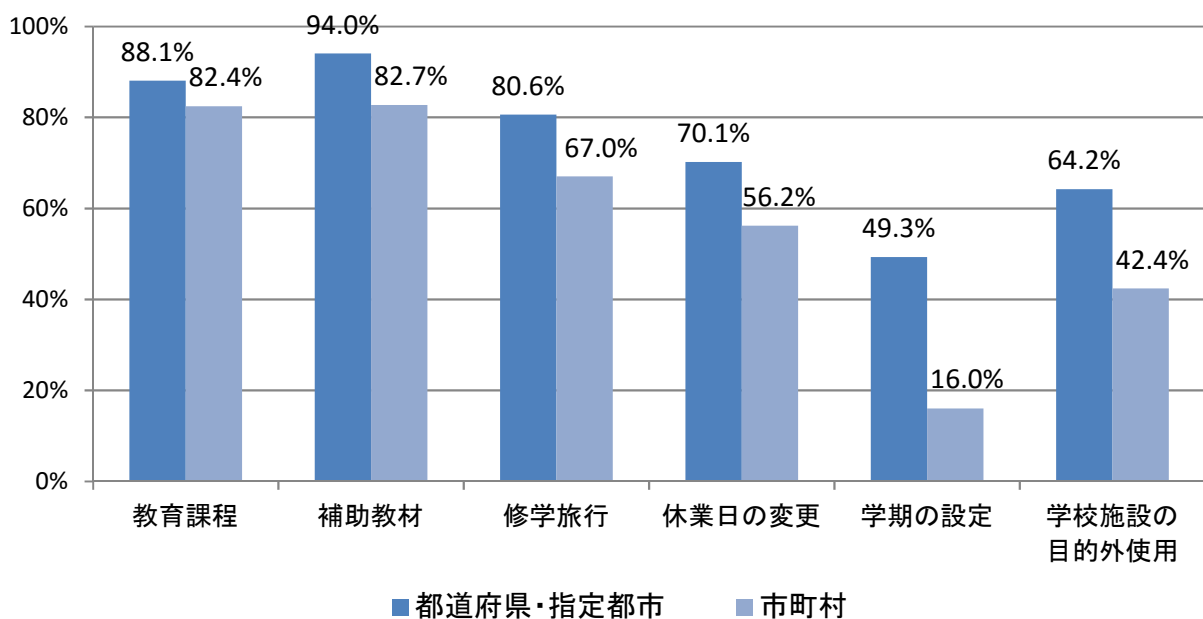
(7) 学校の裁量拡大

各学校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、地域の状況等に応じて、自主的・自律的な学校運営を行うためには、教育委員会規則の改正や学校予算の配分方法の工夫等により、学校の裁量を適切に拡大することが求められる。

① 学校管理規則の見直し状況

各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定等を行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は【図18】のとおりである。

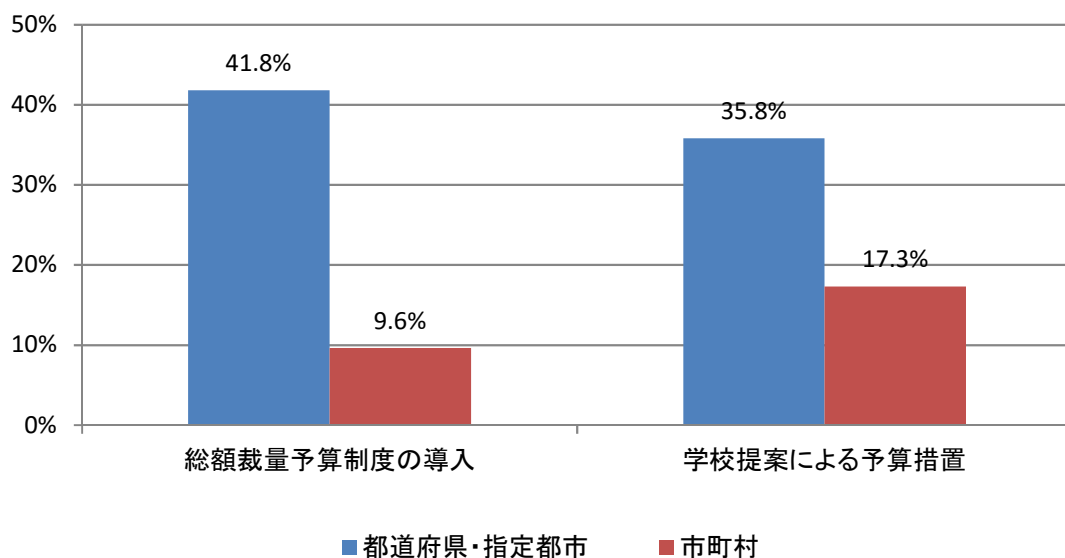
【図18】 学校管理規則で、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会の割合



②学校裁量予算についての取組状況

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市で41.8%（平成27年度：41.8%）、市町村で9.6%（同：9.3%）、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会は都道府県・指定都市で35.8%（同：38.8%）、市町村で17.3%（同：16.8%）となっており【図19】、予算面においても学校の裁量を拡大する取組が行われている。

【図19】 学校裁量予算を導入している教育委員会の割合

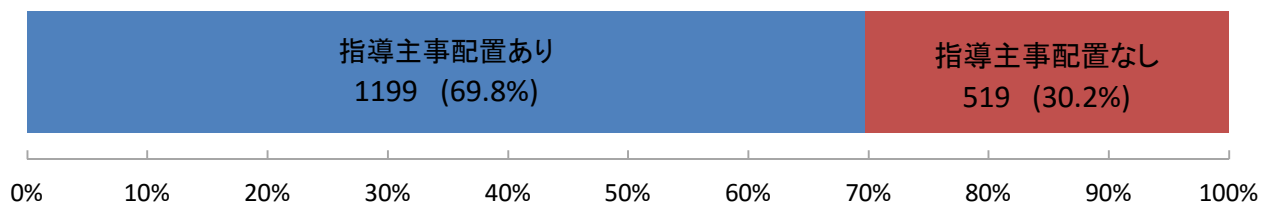


(8)指導主事の配置

教育行政の充実には、指導主事などの専門的職員の存在に大きく左右されるものであり、その配置を充実することが重要である。そのため、地教行法第18条第2項では、市町村教育委員会は指導主事の配置に努めることとされている。

指導主事を配置している市町村教育委員会は69.8%となっている【図20】。都道府県教育委員会による支援としては、教育事務所等の指導主事による訪問支援や割愛による人的支援等が72.3%、都道府県の職員を市町村の求めに応じて市町村に配置(市町村負担)が59.6%、県費負担指導主事の配置が17.0%となっている【図21】。

【図20】市町村教育委員会の指導主事の配置状況



【図21】都道府県教育委員会による支援の状況

